

# 令和3年度春日井市国民健康保険保健事業実施計画

## 1 目的

被保険者が病気に対し発病・重症化予防に自ら取り組み、一人ひとりが生涯にわたって健康であり心豊かに生活を送ることができるよう支援し併せて、医療費の適正化に資するため、次に定める基本方針に基づき事業を実施する。

## 2 基本方針

### (1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

生活習慣病の早期発見と予防を図るため、「令和3年度春日井市特定健康診査等実施要領」に基づき、特定健康診査・特定保健指導（以下、「特定健診等」とする。）を実施する。また、被保険者に即した受診勧奨を行い、受診率等の向上を図る。

### (2) 生活習慣病の発病・重症化予防

生活習慣病の知識の普及に努めるとともに、特定健康診査の結果に応じ、医療機関への受診勧奨や地域の実情や被保険者の健康状況に即した健康教育・保健指導を行い、発病及び重症化予防を図る。

### (3) 重複受診及び重複服薬者への保健指導

被保険者の健康増進、疾病予防を図るとともに、医療費の適性化に資することを目的に、疾病を予防するための事業及び医療・保健に関する普及啓発事業を実施する。また、レセプトからの重複・多受診者等の情報を基に通知をし、被保険者の状況に応じた保健指導を実施することにより、健康保持と医療費の適正化を図る。

### (4) ジェネリック医薬品の普及

ジェネリック医薬品の差額の通知を行い、患者負担の軽減及び医療保険財政の効率化を図る。

### (5) 被保険者の健康に対する意識づくりの推進

庁内関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、さまざまな場面で被保険者に対し健康に関する情報等を発信することで、「自分の健康は自分でつくる」という意識の向上を図る。

## 3 事業計画

基本方針に基づき、次の事業を実施する。（年齢については年度末年齢）

事業名	内容
<b>(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進</b>	
特定健診	「令和3年度春日井市特定健康診査等実施要領」に基づき、40歳以上の被保険者を対象として、生活習慣病予防に着目した特定健診の実施により、被保険者の健康管理を図る。 ・実施期間 4月1日～12月31日 ・実施場所 特定健診指定医療機関 ・自己負担 なし ・対象者 40歳から74歳までの被保険者 ・周知 対象者へ受診券を郵送 広報、健康ガイド、ホームページに掲載

人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 4月1日～翌年3月31日</li> <li>・実施場所 春日井市総合保健医療センター</li> <li>・自己負担 40歳（特定健診を兼ねる） 4,000 円 41歳以上（特定健診を兼ねる） 7,000 円</li> <li>・対象者 40歳から74歳までの被保険者</li> <li>・周知 受診券を対象者へ郵送。健康ガイド、ホームページ、特定健診チラシに掲載</li> </ul>
特定健診 健康管理事業団 実施分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 4月1日～12月28日（保健センターは5回開催）</li> <li>・実施場所 春日井市総合保健医療センター及び保健センター</li> <li>・自己負担 なし</li> <li>・対象者 40歳から74歳までの被保険者</li> <li>・周知 広報、ホームページ、ポスター、チラシに掲載</li> </ul>
特定保健指導	<p>「令和3年度春日井市特定健康診査等実施要領」に基づき、特定健診の結果から動機づけ支援及び積極的支援に階層化された人が、自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うことで、生活習慣病の予防を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 4月1日～翌年3月31日</li> <li>・実施場所 特定保健指導指定医療機関（市内医療機関） 春日井市総合保健医療センター及び保健センター</li> <li>・自己負担 なし</li> <li>・対象者 40歳から74歳までの被保険者で、特定健診の結果、動機づけ支援及び積極的支援に階層化された人</li> <li>・周知 対象者へ利用券を郵送。健診結果返却時に医師から説明。未利用者へ利用勧奨。</li> </ul>
ポスター・イベント等での周知	<p>ポスター等の掲示やイベント等で特定健診及び特定保健指導の普及や啓発を行う。</p> <p>1 かすがい特定健康診査等受診普及キャンペーン2021（6月）</p> <p>（1）被保険者への個別案内（国保納税通知書にチラシを同封）</p> <p>（2）市役所国保窓口での啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター掲示、チラシ及び啓発物品の配付</li> </ul> <p>（3）市内施設等での啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市巡回バスにポスター掲示・市民課情報モニター活用</li> <li>・駅デジタルサイネージ掲載・図書館「さぼてん」活用他</li> </ul> <p>2 イベント会場での啓発</p> <p>「健康救急フェスティバル」での啓発（9月）</p>
未受診者等への個別勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診未受診者へ、過去の受診行動等に基づき人工知能等を活用した個別通知を行う。（専門業者への委託）</li> <li>・特定保健指導未利用者へ利用勧奨を行う（電話及びハガキ）</li> </ul>
事業主健診等の健診データの提供依頼	<p>特定健診対象者のうち、事業主での健診を受診した人に対して、健診データの提供を依頼し、健康管理を図るとともに受診率向上を図る。</p>

<b>(2) 生活習慣病の発病・重症化予防</b>	
国保健康講座	<p>特定健診受診者の中で重症化予防が必要な高リスク者に生活習慣病の重症化予防に係る健康講座を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数 年1回（1クール2回）</li> <li>・内 容 ①医師の講話（重症化予防の話）②栄養指導 ③運動指導 等</li> </ul>
世界糖尿病デー2021 in春日井	<p>特定健診受診者の中で、重症化予防の必要な人、高リスク者に対し、個別にイベント案内を送付する。多機関との連携を図り、生活習慣病予備軍や重症化予防に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施予定日 11月上旬の日曜日</li> </ul>
発病及び重症化予防のための受診勧奨	<p>当該年度の特定健診結果に基づく対象者（糖尿病・高血圧症・腎不全の発病及び重症化する可能性のある人）に発病及び重症化予防のチラシを郵送する。また、より高リスク者にはレセプト状況を活用し、未受診者へは必要に応じて電話、訪問等で受診勧奨を行う。</p>
糖尿病性腎症重症化予防事業	<p>糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者や受診中断者に受診を勧奨し、さらに糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い者に対して保健指導を行い、人工透析への移行を防止する。</p>
<b>(3) 重複受診及び重複服薬者への訪問指導</b>	
重複受診及び重複服薬者への保健指導	<p>レセプトのデータを基に重複受診・多受診者を抽出して被保険者の状況に応じた保健指導を実施することにより、健康保持と医療費の適正化を図る。</p>
<b>(4) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及</b>	
後発医薬品の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保納税通知書に啓発チラシを同封し、郵送する。</li> <li>・後発医薬品の差額通知を年3回行う。</li> </ul>
<b>(5) 住民の健康に対する意識醸成と健康づくりの推進</b>	
健康に関する情報の普及啓発事業	<p>健康及び医療に関する正しい知識の普及、啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康救急フェスティバルでの健康に関する情報の普及</li> <li>・国保健康講座での生活習慣病予防等の啓発</li> <li>・様々な機会をとらえ、健康づくりに関する知識の普及及び啓発を行うため、関係部署との連携を図る。</li> <li>・特定健診受診券と各種がん検診受診券と一緒に送付することで、受診を促すとともに、健康に対する意識の向上を図る。</li> </ul>